

令和 2 年

第 6 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和２年第６回教育委員会会議 議事録

１ 期 日 令和２年３月２６日 木曜日

２ 場 所 教育委員室

３ 開 会 午後２時

４ 閉 会 午後４時２５分

５ 出席者 教育長 米田 進

委 員 岩佐 信宏

伊藤佐知子

大塚和歌子

伊勢 昌弘

吉村 昌之

６ 説明のための出席者

教育次長 太田 政和

教育次長 渡部 克宏

総務課長 片村 有希

義務教育課長 石川 政昭

高校教育課長 伊藤 雅和

７ 会議に付した事項

報告第３号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第１２号 第３期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について

議案第１３号 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第１４号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について

８ 承認又は可決した事項

報告第３号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第１２号 第３期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について

議案第１３号 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第１４号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について

9 報告事項

- ・秋田県学校事務職員育成指標及び教職員研修体系について
- ・秋田県教育委員会障害者活躍推進計画について
- ・令和元年度秋田県学習状況調査結果の概要について
- ・令和元年度秋田県高等学校学力・学習状況調査結果の概要について
- ・新しい公立高等学校入学者選抜制度について
- ・能代地区専門系統合校（仮称）の校名候補について

10 会議の要旨

【米田教育長】

それでは、ただいまから、令和2年第6回教育委員会会議を開催いたします。
本日の議事録署名員は、1番岩佐委員と2番伊藤委員にお願いします。

【米田教育長】

それでは、報告第3号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第3号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告」説明概要

- ・3月19日の知事部局の二次内示を受けて、直ちに教育委員会内でも当人事異動を内示する必要があったが、教育委員会会議を開くいとまがなかったため教育長が専決処分し、原案どおり同意する旨を回答している。このことを報告し、承認を求めるものである。
- ・知事部局から教育委員会に出向している課長級以上の職員についての人事異動について、対象職員の氏名、役職、後任の職員等について説明した。

【米田教育長】

報告第3号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

特になければ、承認してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、報告第3号を承認します。

【米田教育長】

次に、議案第12号「第3期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について」総務課長か

ら説明をお願いします。

【総務課長】

議案第12号「第3期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について」説明概要

- ・「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」が令和元年度末で終了することから、第3期目の計画を定めようとするものである。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応点を本計画に追加している。具体的には、資料44ページの教職員の指導体制・指導環境の整備の一つとして、授業の活性化と学校運営機能の強化を挙げ、主な取組に「危機発生時における様々な場面に応じた対応の在り方の検証・改善」という記載を加えた。新型コロナウイルス感染症対応のため休校せざるを得ないなど、危機的状况においても、マニュアルを継続的に検証し、改善していく。

【米田教育長】

議案第16号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

資料50ページの本計画において独自に設定する指標の表についてです。他の指標は右肩上がりなのに、「美術館、近代美術館、博物館、農業科学館への入館者数」の指標だけ右肩下がりである背景を教えてください。

【米田教育長】

それでは、担当の青柳副主幹をお願いします。

【青柳副主幹】

青柳と申します。令和6年度の指標395,000人という数値は、各施設の年間の目標値を足し合わせた数値となっております。現状の486,456人と比べると、令和6年度の指標は確かに下がってはいますが、入館者数は企画の内容やイベントによって波がございます。その中でも現状欄に記載している平成30年度は波が大きい方です。事情としては、各施設で毎年目標値を設定していて、それらを足し合わせると395,000人という数値になりますが、この経緯を書き表すスペースがありませんでしたので、資料ではこのような表記になっています。

【吉村委員】

資料44ページの②の主な取組「危機発生時における様々な場面に応じた対応の在り方の検証・改善」という記述について質問です。現在、新型コロナウイルス感染症が発生している最中で、危機管理マニュアルを検証して改善等があれば、それをどのように表に出していくのでしょうか。方法があれば教えてください。

【総務課長】

危機管理については、知事部局の危機管理部局がマニュアルを作成しますので、その場に教育庁も参加し、教育庁としても意見を述べていくことになります。議会でも、教育委員会でもっと

積極的にできないかという意見がありましたので、教育委員会としても自ら積極的にマニュアルを見直し、改善の上、反映していきます。基本的には危機管理マニュアルは内部で持っているものではありませんが、児童生徒や保護者も知っていなければならない事項については、必要に応じて学校としても児童生徒や保護者に連絡していくことになります。

【吉村委員】

今がなかなか大変な状況であることを皆さんは分かっていると思います。バックアップやサポートする体制を整備しておかなければならないと思います。

【大塚委員】

新型コロナウイルスは見えない敵です。東日本大震災の時もそうですが、忘れてきた頃にまた何かあると嫌だなと思います。将来の為にマスクなどの備蓄も必要ではないでしょうか。それなりに予算もかかりますので、大きな課題になると思います。

【米田教育長】

県としては総合防災課で対応していますよね。

【総務課長】

はい。総合防災課でマスクはそれなりに備蓄していましたが、今回のように多くの人に渡さなければならぬ状況は念頭に置いていなかったと思うので、これらを踏まえて新しい対応をしていくことになると思います。

【米田教育長】

今回の場合、対策本部を立ち上げて、知事がトップとなり必要に応じて指示を出しています。それに沿って我々が動いているのが現状です。どのような組織で動くのか、その都度異なってくるケースもありますので、発生する危機や規模、種類に応じて柔軟に対応していきます。また、学校単位で危機管理マニュアルがあるので、関係課や関係機関と連携しながらマニュアルに基づいて動くことになります。基本計画にもいずれ何らかの形で記載しなければならないと考えております。

【伊藤委員】

今回も大変な状況ですが、以前、東北地区の協議会で東日本大震災時に子どもたちが育ったという話がかなり話題になりました。サバイバル教育や防災教育など、以前このような教育を行っていたかと思いますが、災害に対して自分たちで身を守る教育を手厚くすればするほど、子どもたちのそういう力がなくなるように感じます。今は昔のように自分たちで工夫して遊んでいた時代とは違うと思いますので、逆にサバイバルな状況の中でも子どもたちがたくましく生きていけるようにする教育があっても良いのかなと思います。

【米田教育長】

伊藤委員のおっしゃる通りだと思います。東日本大震災の後、学校での防災教育をしっかりと行

わなければならないということで、教育委員会でも保健体育課が中心となって対応策を講じてきました。自分の命は自分で守るということを一つの基本的なコンセプトにして、学校内で指導する場を設けるなど取り組んできました。

【総務課長】

伊藤委員がおっしゃられた内容は、資料４６ページの「②地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備」に記載しておりますが、これらは東日本大震災を踏まえて記載しております。

【米田教育長】

資料４６ページの②の主な取組は保健体育課が中心となって、関係各課で連携を取って行うことにしております。

【大塚委員】

私は岩手県釜石市の出身ですが、チリ地震や津波被害などがあった土地ですので、親には小さい頃から津波や地震が来たら山に逃げろと教わってきました。津波てんでんこと言いますが、それが子どもの頃から染みついています。小さい頃から言われているので、今でも染みこんでいるのかなという気がします。教育現場で、恐怖心をあおることはしなくていいとは思いますが、やはり防災教育も大切だと思います。大人になっても、例えばですが、地震がきたら次は津波がくるかもしれない、高いところに逃げなければと、とっさの判断ができるのではないかと思います。

【米田教育長】

チリ地震は昭和３５年でしたので、今からちょうど６０年前ですね。三陸地方の方はそういう経験が前々からあったと思いますが、昭和５８年５月に日本海側で津波被害があった時は、やはりこちらの人達の意識は薄かったかなというような気がします。教材はいろいろ作ってきましたが、最近では、災害など様々なケースを伝えていくということを忘れがちかもしれません。今回はまた別の種類の災害ですが、改めて子どもたちに思い起こさせる、あるいは教えていくといった取組が必要であると考えております。

【米田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第１２号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第12号を原案どおり可決します。

次に、議案第13号「職員の服務の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則案」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第13号「職員の服務の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の規定の整理を行う改正である。
- ・会計年度任用職員の服務の宣誓について、新たに定めることとする。
- ・会計年度任用職員の服務の宣誓は、正職員と同様に宣誓書の提出をもって、服務の宣誓を行ったものとみなす。
- ・施行期日は、令和2年4月1日である。

【米田教育長】

議案第13号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

これまでは宣誓書がなく、職員の前で口頭で宣誓していたということでしょうか。

【総務課長】

正職員の場合は宣誓書を提出した上で、代表者が知事の前で宣誓することにしておりました。

【伊藤委員】

正職員の宣誓書の文面は、資料4ページの宣誓書と同じですか。

【総務課長】

同じです。

【米田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第13号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第13号を原案どおり可決します。

次に、議案第14号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」について、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第14号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・高等学校を退学した後再び入学した者に支給する、学び直し支援金に関する事務をマイナンバーを使用することができる独自利用事務とする必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。
- ・就学支援金や就学給付金の事務手続きにはマイナンバーを使用することができるが、学び直し支援金については、これまでマイナンバーを使用することができていなかったため、改正に伴い使用することができるようにする。
- ・施行期日は、令和2年4月1日である。

【米田教育長】

議案第14号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

学び直し支援金について、実際に支援を受ける方はどのくらいいますか。

【高校教育課長】

今年度の実績で申し上げますと、公立高等学校で27名、私立高等学校で4名が支援を受けています。

【米田教育長】

まだマイナンバーカードを取得していない人も一定数います。県職員や県教育庁職員の中でも取得していない職員がいます。いずれ、マイナンバーカード取得の促進に関しては、公務員が率先してやらなければならない、折に触れて取得実績は公表されますが、一般の方々の取得実績は変わらないのでしょうか。

【高校教育課長】

今申し上げたマイナンバーの利用については、マイナンバーカードを取得していなくても、通知された番号が分かれば、手続きは可能です。

【吉村委員】

マイナンバーカード取扱時の注意事項やセキュリティはどうなっていますか。

【総務課長】

どの事務にマイナンバーカードを使用するかについては、一つ一つ条例で決めていくことになります。条例で決められた事務でしかマイナンバーカードの写しを使用することができません。また、マイナンバーカードの写しは鍵付きの場所に保管するという取扱を全庁的にやっております。

【伊藤委員】

学び直し支援金では、どのぐらい支援していただけるのでしょうか。

【高校教育課長】

就学支援金は通算 36 か月支援します。ただ、一度退学して再度入学した場合は、36 か月を超えることもありますので、その際は、最長 24 か月まで支援することができます。学び直し支援金は就学支援金と同額となっておりますので、授業料程度の月 9,900 円を支援します。

【米田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第 14 号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第 14 号を原案どおり可決します。

次に、報告事項一つ目の「秋田県学校事務職員育成指標及び教職員研修体系について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告事項「秋田県学校事務職員育成指標及び教職員研修体系について」説明概要

- ・プロパー職員の採用再開に合わせて、秋田県学校事務職員育成指標を策定するものである。
- ・令和 2 年度から教育事務職員の採用・配置が再開されるのを機に、研修体系に新たに事務職

員を加えている。

- ・令和２年度より、協議会の名称を「秋田県教員育成協議会」から「秋田県教職キャリア協議会」に変更する。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

感想ですが、事務職員育成指標の採用段階の欄に記載されている「使命感・倫理観」、「人間関係形成力」、「教育的愛情と共感的理解」、「豊かな人間性と探求力」、「ふるさとを愛する心」の要素は働いていく上で今後ずっと求められることになります。中でも倫理観は、特に若い職員の中で欠如している部分もあるのではないかと思います。教育に携わる公務員として、常に研修の中で喚起していくべき要素であると感じました。

【米田教育長】

指標の採用段階の欄に記載されている要素は、採用段階で求められる人材像ということですが、岩佐委員のおっしゃるように、まず採用段階で求められ、採用後もずっと身につけていなければならない要素ですし、力を付けていかなければいけないものです。このことも指標に付け加えますか。

【総務課長】

もちろん採用段階だけというつもりはありませんが、常に身につけていなければならないと思います。記載方法を工夫します。

【米田教育長】

栄養教諭も含めて、教員全員にも求められる要素です。それも含めて検討しましょう。

【大塚委員】

感想になりますが、事務職員育成指標の表が第１ステージ、第２ステージ、第３ステージと色別されているため、非常にわかりやすいと思います。この指標は、人生の学びの指針になるのではないかと思います。常に見て確認してほしいと思います。

【米田教育長】

育成指標は事務職員の手元に渡し、常に確認していくことになります。ある程度、インプットして仕事することが大事だと思います。

【米田教育長】

実際の研修もこの育成指標に基づいて進めるということですね。

【総務課長】

はい。これまでは、知事部局で研修を受けた職員をこちらに回してもらっていましたが、教育事務職員の採用・配置が再開されることに伴い、今後は基本的には、知事部局の職員と一緒に研修を行います。別途教育委員会独自の研修も行います。

【米田教育長】

他になれば、次に二つ目の「秋田県教育委員会障害者活躍推進計画について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告事項「秋田県教育委員会障害者活躍推進計画について」説明概要

- ・令和元年6月に障害者雇用促進法が一部改正され、公務部門の各機関は、令和元年度中に「障害者活躍推進計画」を作成することとされたことから、本計画を作成したものである。
- ・毎年6月の障害者任免状況通報の際に、計画の推進状況の把握及び進捗管理を行うこととする。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊勢委員】

資料2ページの取組内容の(1)組織面の欄に、「障害のある教職員の合理的配慮の相談に関する取扱要綱」について周知を図るとあるが、これは例えば、障害者が不利な扱いを受けたときに相談できる窓口を整備するということですか。

【総務課長】

おっしゃる通りです。

【吉村委員】

資料1ページの目標欄の②定着に関する目標で、正職員の6か月、1年定着率のどちらも100%となっているが、実際の割合はどれくらいでしょうか。

【総務課長】

県議会で、離職者の離職理由を確認するように言われておりますが、離職理由は今まで確認していなかったもので、今後は確認していこうと考えております。いずれにしても、1年で離職する人はいなかったため、どちらも100%となっております。今後は、その先も調べていきたいと考えております。

【吉村委員】

障害の有無にかかわらず、正職員、会計年度任用職員とも100%が望ましいと思います。マッチングや合理的配慮といった課題もありますが、これも同じで、法定雇用率を確保するためにも、障害の有無によらず、ちゃんとしたマッチングを行うことが大事だと思います。一度採用さ

れてもやめてしまうともったいないので、その辺りが一番大事だなと思います。

【伊藤委員】

正規採用の職員と会計年度任用職員はどのぐらいの割合で存在しているのでしょうか。

【米田教育長】

確認しますので、少々お時間をいただきます。

【大塚委員】

資料3ページの取組内容(2)人材面の欄に、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行うとありますが、これは発達障害の方が円滑に入ることができる職場にするために、自分たちの心構えや障害の特性を学ぶ講座ということでしょうか。受け入れる側で、少しでも障害の特性を理解できるような基本的な事項を学ぶ講座があれば、コミュニケーションをうまく取ることや、いたわる気持ちを持てるのではないのでしょうか。

【総務課長】

この講座は労働局が主催して行う講座で、関係部署に出てもらう講座となっております。ただ、その他に、基本的な認識を事前に持ってもらうためにということですよね。

【大塚委員】

はい。この障害はこういう特性があるんですよということを事前に伝えていく講座があると良いと思います。

【伊藤委員】

障害者本人が変わることはできないので、周りが変わって受け入れていくしかないと思います。

【総務課長】

その点については、事前に資料を送付する必要があると考えております。発達障害がそもそもどういう障害なのか分かっていないと対応することができませんので、その部分も資料を送付してお知らせしていくことになると思います。

【米田教育長】

では、先ほどの伊藤委員の正規採用の職員と会計年度任用職員の人数に関する質問にお答えいたします。

【総務課長】

遅くなってしまい申し訳ございません。98人が障害者、うち7人が会計年度任用職員です。7人を除いた91人が正規採用職員となっております。

【伊藤委員】

長時間勤務等が難しい事情を考えると、圧倒的に会計年度任用職員が多いのかと思っていました。しかし、普通に勤務されている先生方の中にも途中で障害を発症したり内部障害を持っていたりする方々もいると思います。また、障害者手帳は取得していないけれど、あてはまるという方が先生方の中から探せば見つかるのではないかと、個人的には思っております。

【総務課長】

かつては、障害者手帳がなくても数字にカウントしていましたが、障害者手帳がないと数字にカウントできないことになりました。障害者手帳を出してほしいという話もしますが、そもそも障害者手帳を持ちたくない、障害があると周囲に知られたくないと思っている人もいますので、その辺は非常に難しいと思っています。

【伊藤委員】

つまり、認定を受けたくないということですね。

【総務課長】

はい。

【米田教育長】

他になければ、次に三つ目の「令和元年度秋田県学習状況調査結果の概要について」義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

報告事項「令和元年度秋田県学習の概要について」説明概要

- ・教科の学習状況に関する調査の結果として、小学校では全ての学年・教科において「おおむね満足」となっている。
- ・中学校では、第1学年の国語、理科、英語及び第2学年の国語は「おおむね満足」な状況であるが、第2学年の社会、県平均通過率が低い学年・教科においては、既習の知識や技能等を活用して、思考・判断し表現することについての問題の通過率が低いことが平均通過率に影響を及ぼしているため、改善するための取組が必要と考えている。
- ・質問紙調査の結果からは、児童生徒には望ましい学習習慣や生活習慣がおおむね身についていることがうかがえる。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

資料の3～4ページにある設定通過率の数値はどうやって導き出しているのでしょうか。実際の数値と差がある教科もあるようですが。

【義務教育課長】

難しいところもありますが、考え方としては、過去の類似問題のデータの積み重ねから、どのくらいの児童生徒が通過しているのかが参考になります。このとき、問題がひねられていなくて、考える要素が一つしかないというものであれば、阻害要素が少ないためほぼ全員が正解できそうな問題ということで、通過率を高め設定します。阻害要素を考慮し、どれくらい通過できそうなのか、過去のデータと併せて分析し設定しています。そうやって設定した期待値といえます。例えば、設定通過率を65%にしたものの、実際の平均正答率が19%だった社会の問題がありました。他にも個別の問題を見ていくと、パーセントの開きの大きい問題があります。これについては、岩佐委員がおっしゃる通り、一つは学校の指導がよくないのか、あるいは問題が適切ではなかったのではないかと、子ども達の状況が芳しくなかったなどといういくつかの要因が考えられますので、出題者で再度検討し、問題が適切でない場合は、次年度で改善します。

【吉村委員】

資料6ページの学習の意欲等に関する質問紙調査の学習全般についての結果ですが、中学1年生でグラフが若干下がっていることが気になりました。中学生になった瞬間、気持ちが下がってしまっているのでしょうか。

【義務教育課長】

どちらかというと小学校の対応はきめ細やかである一方、中学校は小学校に比べて自分ではなんともできるだろうという接し方になることもあり、子ども達にとってそこにギャップがあるのではないかとことも考えられます。小学校と中学校で情報交換や連携を取りながら、互いの学びの様子をもっと知る必要があると考えております。

【吉村委員】

中学1年生が一番大事な時期だと思います。自分の力を発揮できるように、知恵を出していただければと思います。

【伊藤委員】

学習意欲に関する質問紙は記名式の回答ですか。

【義務教育課長】

はい。

【伊藤委員】

正直に書いているのか、やや疑問です。氏名が分かっているのなら、勉強が大切でないと思っている子どもや勉強が面白くないと思っている子ども達に接する先生方に、この結果をうまく活用してほしいと思います。

【義務教育課長】

教科指導においても、望ましい学習習慣や生活習慣がおおむね身についている一方で、なかなか身につけていない子どももいますので、そのような子ども達には個別の指導も行いたいと思い

ます。

【義務教育課長】

申し訳ございません。学習意欲に関する質問紙に記名欄はないようです。

【伊藤委員】

感想ですが、全体的にポジティブな内容の回答だと思います。教育が充実して、学校が楽しいのだろうと感じます。

【大塚委員】

「自分にはよいところがあると思う」という質問の回答と、不登校の子どもの回答は関連はありますか。

【義務教育課長】

関連性については何ともいえないところがあります。そのような子どもへの対応については、小規模校であれば、ある程度誰が書いたのか分かる場合がありますので、そのような場合は担任から後でフォローをするといったこともあります。規模や学校によって対応が異なります。この調査とは別に実施している生活アンケートなども踏まえながら、気を付けて見ていきたいと思っています。

【大塚委員】

全国結果より秋田県の結果は良いので、嬉しいなと思います。

【米田教育長】

他になれば、次に四つ目の「令和元年度秋田県高等学校学力・学習状況調査結果の概要について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和元年度秋田県高等学校学力・学習状況調査結果の概要について」説明概要

- ・調査は県内の全ての県立、市立、私立高校の高等学校を対象に実施している。
- ・この結果の概要のほかに、より詳細な「分析と提言」という資料を作成し、3月下旬までに各校に配付する予定である。
- ・学習状況調査において、勉強することに対しての興味・関心を持って意欲的に取り組んでいるかという問いでは、6割程度で肯定的な回答が多く見られた一方で、4割程度が否定的な回答となった。
- ・学力調査と学習状況調査のクロス分析において、進学したい大学等や就きたい職業等を意識して授業に臨んでいるかという問いでは、自分の進路を意識して授業に臨んでいる生徒の平均正答率は、そうでない生徒に対して、高い傾向が見られた。進路目標が明確である生徒ほど、授業に意欲的に臨んでいる。
- ・文部科学省では民間試験等を活用する、高校生のための学びの基礎診断をスタートさせるこ

とに伴い、県独自で取り組んできた学力調査は令和２年度をもって終了する。令和３年度からは、高校生のための学びの基礎診断に移行する。学習状況調査は引き続き実施する。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

本調査の回答は全てマークシート方式ですか。

【高校教育課長】

はい。

【米田教育長】

もう一度本調査をやるとすれば、現在は頓挫していますが、大学入学共通テストで導入しようとしたものや、新学習指導要領で狙っている力を見るような問題を意識的に取り入れるといった考えはありますか。

高校生のための学びの基礎診断については、民間試験もいろいろありますが、それが新しい学習指導要領の趣旨を取り入れた問題となっているかどうかとも見ていく必要があると思います。各学校で判断する事項だと思いますが、県として統一したものをやる予定ですか。

【高校教育課長】

学びの基礎診断につきましては、現状としても県独自の学力調査と併用している学校がほとんどだと思います。よって、現時点では統一的にこの試験を活用してくださいというようなことはいたしません。現時点では、学校ごとに自校の現状にふさわしい試験を選んでもらいます。この後、学習指導要領の改訂などもございますので、県として、フォローしていく必要があるのか時間をかけて検討していきます。

【吉村委員】

先ほどの秋田県学習状況調査結果には設定通過率というものがありました。高校の調査では設定通過率というものはないのでしょうか。また、資料１９ページの学校の授業内容をどの程度理解していますかという問いですが、高校生の約４５％は授業があまり理解できていないという結果で、ショックでした。

【高校教育課長】

高校ごとに様々な生徒がいますので、義務教育のように全県一括の設定通過率を定めることは難しいです。ただ、問題を作問する際は、全県を平均的に見て、問題によっても前後しますが、おおよそこのぐらいの生徒が６～７割の間ぐらいの正答率になるかということを想定しながら作問しております。また、たしかに、授業を理解できないという声も以前からございます。課題として受け止めながら、できるだけこういったことがないように、頑張りたいと思います。

【米田教育長】

実際の正答率が低いということは、指導がよくないのか、児童生徒に問題があるのか、これは学校側である程度分かります。基礎と言っても幅があるので、難しいです。例えば国語を見ると、応用問題でも正答率が高い問題もあります。記述式になると、部分的に点数を与えるかという問題も出てきますので、視点は変わると思います。作問する側も生徒をイメージしながら作成しますが、うまくいかないこともあるということですね。

【伊藤委員】

職業と学業は関連しているということですが、有意水準が取れていると解釈してよろしいでしょうか。例えば、部活との兼ね合いがあって、オープンキャンパスに出ることが難しい子どももいます。部活をやっている子どもたちにも機会を与えてあげると、もっと伸びるのではないかと思いますので、学校側に配慮してもらえたらと思います。

【高校教育課長】

なるべく早い段階で進路意識を高めてほしいと考えておりますが、高校1年の時に定めた目標を全員がずっと維持するわけではありませんが、勉強と部活動の両立の意識付けを早い段階から取り組んでいきたいと思います。

【米田教育長】

他になれば、次に五つ目の「新しい公立高等学校入学者選抜制度について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「新しい公立高等学校入学者選抜制度について」説明概要

- ・令和2年1月24日から2月25日まで意見募集したところ、14の個人・団体から69項目の意見や要望が寄せられた。
- ・寄せられた意見や要望を踏まえて、「新しい公立高等学校入学者選抜制度について」を策定した。
- ・今後、各中学校及び義務教育学校の教員を対象とする説明会を各地区で開催し、周知を図っていく。実施要項の公表は令和3年度を予定している。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

受検生や保護者、教員の立場で考えると、対象者である今の小学校6年生が中学校2年生になった段階で要項が公表されることになりますね。要項の公表は令和3年度ということですが、具体的な公表時期を想定していますか。

【高校教育課長】

令和3年度のできるだけ早い時期に公表したいと考えております。次の年の入試について、例年9月に中学校の教諭を集めて説明会を開催しております。ただ、年度の前半に要項を公表することは難しいと思います。

【米田教育長】

令和3年度のなるべく早い時期に公表するというところでお願いします。

【吉村委員】

資料5ページの特色選抜における配点基準の欄に「調査書は195点満点を原則とするが、学科の特性等を考慮して、各校で配点を変えて定めることができる」とありますが、これは、例えば音楽や美術など、評定が倍になる科目の点数は変わらないのですか。それとも、各校で配点を変更してもよいということですか。

【高校教育課長】

いいえ。基本的には配点は変わりません。

【吉村委員】

それでは、評定が倍にならない国語や社会などの科目の配点を変えることができるということですか。

【高校教育課長】

いいえ。全体の合計点数の中で、195点のままで行くか、あるいは、若干圧縮するか、幅を広げるかという裁量を各学校で行うことになります。

【米田教育長】

イメージとしては、合計の点数を圧縮するとか、あるいは逆に1.5倍にすることを想定しております。

【吉村委員】

分かりました。

【伊勢委員】

資料5ページの特色選抜における配点基準についてです。「学力検査は500点満点を原則とするが、学科の特性等を考慮して、各校で配点を変えて定めることができる」とありますが、学力検査の問題は全県で同じ内容ですか。

【高校教育課長】

はい。

【伊勢委員】

そうすると、ある学校では数学１００点満点にして国語で５０点満点にするということも可能ですか。

【高校教育課長】

今は実施していませんが、教科によって傾斜をかけるということは、かつて実施していました。学校の特色に応じて、どういう生徒に来てほしいかを考えた時に、もし教科によって配点を変えたいということであれば、その妥当性やこれまでの入試制度の経緯を踏まえて検討させていただきたいと思います。

【伊勢委員】

それでは、資料５ページの特色選抜における配点基準について、「各校が配点を変えて定めることができる」という内容は、結論ではないということですね。

【高校教育課長】

先ほど教育長からお話があったように、合計点数は５００点となります。全体の合計点数の中でどれくらいの重み付けをするかということになります。例えば５００点を３００点に圧縮するなどが考えられます。

【伊勢委員】

分かりました。

【米田教育長】

伊勢委員からお話があったように、例えば数学と理科を１５０点ずつにするなど、かつて学校ごとの判断で傾斜をかけていたことはありますが、傾斜をかけてもあまり違いがないということで、最近では実施しておりません。いずれ、各高等学校の普通科でも特色ある普通科とする必要があると言われてきているため、学校によってスクールカラーを出してくるということも否定はできないと思います。中には出てくるかもしれません。その辺りは総合５００点満点を圧縮するかどうかということを我々はイメージしていますが、伊勢委員がおっしゃったように個々に圧縮をかけるか、検討する学校が出てくるかもしれません。

【吉村委員】

新しい公立高等学校入学者選抜制度の内容は、子ども達にも伝えるのでしょうか。

【米田教育長】

もちろん伝えます。要項を通して示していくことになります。各学校で早めに示すことになります。やはり、要項がどうなるかということに一番関心が集まると考えられますので、なるべく早めに公表するというところで進めていきたいと思っています。

【米田教育長】

他になければ、次に六つ目の「能代地区専門系統合校（仮称）の校名候補について」高校教育

課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「能代地区専門系統合校（仮称）の校名候補について」説明概要

- ・「秋田県立能代科学技術高等学校」を校名候補とする。
- ・教育庁内で検討を重ねてきた。
- ・校名候補は、6月県議会で設置条例の改正案が可決された段階で正式決定となる。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊勢委員】

後は、この名称が県議会を通るか通らないかということでしょうか。

【米田教育長】

おっしゃるとおりです。議会を通るまでは「（仮称）」の文字がつきます。

個人的には、これとは別に英語横文字の校名にしても面白いのかなと思っておりました。

【大塚委員】

この校名候補は、議会を通るまでは機密情報扱いでしょうか。

【米田教育長】

いいえ。この場には報道機関の方もいますので、報道してくださると思います。

【米田教育長】

報告事項は以上ですが、「6 その他」として何かございませんか。

【渡部教育次長】

新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、3月19日の国の専門家会議の提言を踏まえて、3月24日に文部科学省から教育活動再開に関する通知が出されました。本県教育委員会でも昨日付で文書を発出しております。市町村教育委員会には依頼、県立学校関係には通知という形で発出しております。新学期は予定通り再開することとしております。多くの学校では4月6日月曜日から学校再開となっております。通知では、密閉・密集・密接の3つの条件が重なる場を作らないということを重視して、換気の徹底や手が届く距離で集まらない、近距離での会話や大声での発生を控える等の取組を進めていくことを強調しております。また、登校前後の検温や、せきエチケットについても示しております。大規模行事や部活動につきましては、3つの条件が重ならないように感染防止策を十分に講じた上で、実施する方向で考えております。部活動に関しては、難しいですが身体接触をできるだけ避ける、県外への遠征や県外の生徒を迎えての練習試合を控えるといったことも盛り込んでおります。学校再開ということで、楽観的なムードが広がらないように、警戒を継続しながら、安全を期した上で再開したいと思います。

【米田教育長】

新年度に向けて、学校では今いろいろと準備しているということですね。部活動等に関しては、市町村で違いがありますので、統一した形で出すのが難しく、ばらつきが出ているのが現状です。4月に入ると、人の動きが今より活発になります。何かあれば、早急に対応していかなければいけないと考えております。子ども達が元気で登校している姿を早く見ることができればと思います。

【伊藤委員】

一校で一人でも感染者が出た場合は、全員自宅待機ですか。

【渡部教育次長】

国のガイドラインでは、何人で休校するなど明確な基準は出ていません。県の保健部局とそれぞれの設置者が総合的に判断して決めていくことになります。

【伊藤委員】

大学の中でもガイドラインを作成しています。中でも一番苦勞しているのが実習です。既にストップがかかっている施設もあります。一人でも感染者が出ると、その学年は全員待機となります。2週間の潜伏期間があるため、難しいです。

【米田教育長】

大学は、それぞれの大学で判断するということですね。

【伊藤委員】

はい。学部によっても対応が異なります。

【吉村委員】

消毒液もそうですが、マスクが手に入らない場合はどうすればよいのでしょうか。県で提供することはありますか。

【渡部教育次長】

現実では難しい面がありますので、必ずマスクを持ってくるようにということは通知に記載していません。

【米田教育長】

アルコール消毒液はどうですか。

【高校教育課長】

ある程度はありますが、この後、様々な場面で使用しますので、今後、手に入らないとなると厳しい状況になります。

【米田教育長】

特別支援学校でも配慮していると思いますが、新年度でも対応できるよう、小中高でも予算を確保して、入手困難かもしれませんが、対応していきます。

【伊藤委員】

授業の在り方はどうなりますか。大学ではウェブ授業を行うケースもあります。義務教育では難しいと思いますし、ネット環境も家庭によって異なりますが、ネット環境が整っていない家庭の子どもについても、保障や機会があればよいと思います。

【米田教育長】

最悪のケースも考えて、そのようなことも考えていかなければならないということですね。

【義務教育課長】

ネット環境は、各家庭でばらつきがあります。

【米田教育長】

国際教養大学は完全にオンライン授業ですね。

【義務教育課長】

話が戻りますが、先ほどのマスクに関しては、布マスクを家庭科の授業で作ったり各自が持参したりすることを奨励しますという旨の通知が文部科学省からあり、情報提供はしています。

【吉村委員】

新型コロナウイルスは今のところ、子どもは重症化しないウイルスということですが、もし子どもが重症化するのであれば、大変です。ないものはないので仕方ないかもしれませんが、しっかり対応していただきたいと思います。

【米田教育長】

様々なケースを想定して準備を進めていきます。

【米田教育長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。